

土地や建物を売ってかかる税金の話

最近、田や畑、山林等の売買がめだたて多くなっています。土地や建物を売ると、売った人に税金がかかります。これを譲渡所得といって、他の所得とは別に高額の税金がかかります。(分離課税という)用心、用心、売買取約するとき税金がどれ位かかるのかをよく承知してからにしてください。売った後に思わぬ税金がかかって来て、こんなはずでなかったとほやいてみても後のまじり。

●長期譲渡所得
五年を超える期間もっていた土地や建物を売った場合の譲渡所得です。この長期譲渡所得には、国税一五%、村県民税五%、計二〇%の税率で税金がかかります。

●短期譲渡所得
五年以下の期間しかもってなかった土地や建物を売った場合の譲渡所得です。この短期譲渡所得には、最低国税四〇%、村県民税二%、計五二%の高率で税金がかかります。

●長期譲渡所得の控除額
特別控除 一〇〇万円
取得費と譲渡費用の計が譲渡所得額の五%以下となれば五%、五%を超えるときはその額

【例一】昭和二十三年農地解放により買った土地を二〇〇万円で売った場合の税金は、(必要経費)
①(譲渡所得) 一(取得費+譲渡費用) = 長期譲渡所得 200万円 - (200万円×5%) = 190万円
②長期譲渡所得 - 特別控除 = 長期譲渡所得 190万円 - 100万円 = 90万円
③課税長期譲渡所得×15%(国税) = 13万5千円
④課税長期譲渡所得×5%(村県民税) = 4万5千円
【例二】昭和三十四年に三十六万円買った土地を、二〇〇

万円で売った。その際仲介手数料三万円。土地測量費一万円を支払った。この場合の税金は、
①譲渡所得(取得費+譲渡費用) = 長期譲渡所得 200万円 - (36万円 + 4万円) = 160万円
②長期譲渡所得 - 特別控除 = 長期譲渡所得 160万円 - 100万円 = 60万円
③課税長期譲渡所得×15%(国税) = 9万円
④課税長期譲渡所得×5%(村県民税) = 3万円
【例三】(短期譲渡所得)
昭和四十五年一〇〇万円買った土地を二〇〇万円で売った。売ったときに仲介手数料として五万円を払った。この場合の税金は、
①譲渡所得(取得費+譲渡費用) = 短期譲渡所得 200万円 - (100万円 + 5万円) = 95万円
②短期譲渡所得×40%(国税) = 38万円
③短期譲渡所得×12%(村県民税) = 11万4千円
この様に譲渡所得にかかる税金はその事例によって税金の額が大きく変わりますので充分承知してから契約して下さい。またこれは一例にすぎません。甲、乙二人が同じ土地を同じ価格で売っても税金は、その人の条件によって大変違うことになりま

恩給法と戦没者などの援護法が次のとおり一部改正された。

▲満洲開拓青年義勇隊員関係
満洲開拓青年義勇隊員が軍事に関した業務に従事し、その業務に因りした傷病に対する障害年金、遺族給付金等が昭和四十四年十二月二十二日から昭和四十六年十一月八日までの者に對しても支給されるようになりまし

▲戦没者の遺族に特別弔慰金
昭和十六年十一月八日以降戦没した遺族で、昭和四十年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に、公務扶助料や遺族年金等を受給していた者が失権し、昭和四十七年四月一日

▲満洲勤務の在職期間の拡大
満洲勤務の有給軍属で、勤務中の受傷に對し障害年金等、死亡の場合は遺族年金等が、昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの者にも支給されます。

▲請求はお早めに
現在に受給者がいない場合遺族に特別弔慰金が支給されます。

▲注意事項
これらの改正に伴う請求は、権利が消滅しないうちに、お早めに請求してください。

▲不幸な方々に
善意の御寄附
民生委員の阿部ヤノさんより、恵れない方々、不幸な方々に一千万の多額の御寄附が届けられました。皆様からいただきました歳末たすけあい募金と併せ、不幸な方々に歳末慰問金として使わせていただく計画であります。大変ありがとうございます。

危険物の収集中止

1. 2. 3月の冬期間
毎週木曜日に実施しておりました危険物収集は埋立地除雪等の関係で冬期間(1, 2, 3月)は収集を中止致します。

年末年始ゴミ収集のお知らせ

年末年始の役場及び焼却場の休みに伴ない下記よりゴミ収集計画を致しましたので御迷惑をお掛け致しますが宜しくお願い致します。
※ 12月30日, 1月5日, 1月16日の収集に際しては午前9時までに搬出をお願いします。

ゴミ収集日程表

月日	和納地区	石岩地区	間瀬地区
12月28日(木)	午前中 取 集	休 み	休 み
12月29日(金)	休 み	取 集	取 集
12月30日(土)	取 集	取 集	取 集
12月31日~1月4日まで休み			
1月5日	取 集	取 集	取 集
6日(土)	平常収集		
1月7日~13日平常収集			
14日	休 み	休 み	休 み
15日	休 み	休 み	休 み
16日(火)	取 集	取 集	取 集
17日(水)	平常収集		

恩給法と援護法が改正

現在に受給者がいない場合遺族に特別弔慰金が支給されます。

▲注意事項
これらの改正に伴う請求は、権利が消滅しないうちに、お早めに請求してください。

▲不幸な方々に
善意の御寄附
民生委員の阿部ヤノさんより、恵れない方々、不幸な方々に一千万の多額の御寄附が届けられました。皆様からいただきました歳末たすけあい募金と併せ、不幸な方々に歳末慰問金として使わせていただく計画であります。大変ありがとうございます。

12月の保健衛生事業

予防接種	区 分	場 所	接種判定日	受付時間
種痘 ①対象者 昭和45年12月1日生まれより昭和46年11月30日生まれの者 ②米年小・中学校へ入学する者 ③前年度対象の者で接種しなかった者又は判定で不満足とされた者で接種希望の者(但しこれらの者は誓約書が必要です)	和納小学校		12月19日	午後1時30分 ~2時まで
	岩室小学校		13月20日	
	間瀬小学校		14月21日	午後1時 ~1時30分

火の元に気を付けて 消火器を備えよう

どこの家庭でも暖房器具を使っていますが、今一度火気の扱いに対する認識を新たにして、火の元には十分注意してください。消防署では万一のために、各家庭に消火器を備えていただくよう呼びかけています。

また、せっかくあっても不良であれば、いざというとき役に立ちません。泡の出る消火器は一年経つと効力が減少すると

いわれていますので点検してください。消火器について詳しくは消防署へお問い合わせください。

一日一回は 器具の点検を
ガスストーブ、暖房用具や炊事用ガス器具など、各家庭で毎日使用されているが、知らないうちに器具やホースがいたんでいる場合があるので、使用前に一日一回

たき火は危険!! 届出が必要

各地でゴミ処理などたき火をする人が増え、火の元には十分注意してください。消防署では万一のために、各家庭に消火器を備えていただくよう呼びかけています。

また、せっかくあっても不良であれば、いざというとき役に立ちません。泡の出る消火器は一年経つと効力が減少すると

いわれていますので点検してください。消火器について詳しくは消防署へお問い合わせください。

一日一回は 器具の点検を
ガスストーブ、暖房用具や炊事用ガス器具など、各家庭で毎日使用されているが、知らないうちに器具やホースがいたんでいる場合があるので、使用前に一日一回

石油類はキケン 保管には注意

暖房用、その他ガソリン、石油、灯油などを家庭で保管する場合には、施設や空地のなまま石油を多量に保管したために大きな災害となる事があります。事故を防ぐ為、次の事項をよく守ってください。

◎家庭で保管できる量
ガソリン 二十リットル以下
石油 四百リットル以下
重油 四百リットル以下

(ただし、重油でも引火点については、石油と同じ扱いです。)

△保管は石油缶で
空地や施設のないところでは、ドラム缶(二百リットル)でなく(十八リットル)で保管して下さい。

募金

九月から引き続き毎月、募金で大変御迷惑をおかけいたしました。区長さんを通じて戸別募金、中学校、保育所等皆様の深い御理解と御厚情により、大変ありがとうございました。

大募金ありがとう
ございました
九月から引き続き毎月、募金で大変御迷惑をおかけいたしました。区長さんを通じて戸別募金、中学校、保育所等皆様の深い御理解と御厚情により、大変ありがとうございました。

共同募金 三三三、一四一元
歳末助けあい募金 七、四九九円
(十一月三十日現在)

人権擁護委員の委嘱発令についてお知らせ

昭和四十七年十一月十五日に、次の日付で岩室村大字和納三三七九三番地(和納四区)伊藤喜一さんは法務大臣より人権擁護委員の委嘱を受けられましたのでお知らせします。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために置か